

# 令和3年第12回 土浦市農業委員会総会議事録

## 1 開会の日時および場所

令和3年12月13日（月） 午後2時  
土浦市役所農業委員会室

## 2 議事日程

報告第37号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について  
報告第38号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について  
報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第46号 農地法第4条の許可申請に対する審議について  
議案第47号 農地法第5条の許可申請に対する審議について  
議案第48号 基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について

## 3 出席した委員

2番 飯塚 利之	3番 浅野 均	4番 塙 佳樹
5番 柴沼 栄	6番 管谷 幸治	7番 飯島 栄
8番 高野 三郎	9番 川村 剛久	10番 栗原 敦子
11番 井沢 清	12番 高橋 弘一	

## 4 欠席委員

1番 萩島 一郎

## 5 説明のため出席した者

事務局長 羽成 信明 局長補佐兼農地係長 坂本 直親 主任 中村 裕一  
主幹 圓城寺 陽一 主事 古和 真理奈

## 6 総会の大要 午後3時00分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は11名で総会は成立了しました。</p> <p>よって、これより、令和3年第12回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。1番 萩島委員が欠席となります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番 高野委員、10番栗原委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせて頂きますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第37号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第37号について議案書のとおり報告)
議 長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしということで、報告第37号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第38号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第38号について議案書のとおり報告)
議 長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしということで、報告第38号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第39号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を</p>

	事務局から説明願います。
事務局	(報告第39号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第39号については原案通り承認します。 それでは議案に入ります。 議案第46号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。2番 飯塚委員から説明をお願いします。
飯塚委員	2番 飯塚です。議案第46号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る12月3日、柴沼委員、井沢委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、現況畠1筆 557 m <sup>2</sup> です。申請事由は申請地へ自己住宅を建築したいためです。農地区分は第3種農地です。 以上、調査員の意見としましては、許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	この件につきまして質問ございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第46号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」は許可することに決します。 次に議案第47号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番、2番を5番 柴沼委員から説明をお願いします。
柴沼委員	5番 柴沼です。議案第47号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号1番、2番を説明いたします。去る12月3日、飯塚委員、井沢委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠2筆 769 m <sup>2</sup> 、申請事由は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地と判断いたしました。調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠2筆 430 m <sup>2</sup> 、申請事由は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転で

	す。農地区分は第3種農地です。調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございます。次に申請番号3番、4番を11番 井沢委員から説明をお願いします。
井沢委員	11番 井沢です。議案第47号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号3番、4番を説明いたします。去る12月3日、飯塚委員、柴沼委員、私と事務局3名で調査を行いました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆、498m <sup>2</sup> 、申請事由は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。 4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠3筆 1,595m <sup>2</sup> 、申請事由は従業員駐車場及びコンテナ置場として利用したいため、売買による所有権移転です。7名の方が土地を所有しています。内6名の方が譲渡人として申請しています。調査員の意見としましては引っかかるところはありますが、委員会の方には迷惑をかけないという上申書が届いておりますし、申請地として問題はないと思います。申請者が1人少ないという事ですが、その辺に関しましては事務局の方から説明をさせていただきたいと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請番号4番ですが、登記簿上の共有名義人は備考欄記載のとおり7名です。申請者として記名、押印いただいているのが1名を除いた6名です。そこで審査要件を満たすかどうかが問題になってくると思いますが、施行規則により、通常は当事者全員が申請するものとされていますが、裁判の判決等が確定している場合にはその限りではないと農地法施行規則にあります。市の顧問弁護士と相手方の弁護士に間に入っていただきまして該当するのではないかという話がありました。裁判の判決としましては6名で共有をするという内容の裁判の主文がありまして、そちらの判決が確定しているという事です。したがって、申請要件は満たしていると判断できると思われます。なお且つ、1名欠けている方から損害賠償が請求されるような場合は、申請者が責任をもって対応します、委員会ないし土浦市に対し、損害を生じさせないことをお約束いたしますという記載のある上申書が添付書類として提出されています。以上で、許可相当と判断できるのではないかということです。
議長	簡単に説明できないですか。
事務局	7名の共有名義人ですが、裁判で共有分を6名で共有するという内容の判

	決が確定していますので6名の申請です。受人がちゃんと出来る方かどうかの審査だけで問題ないかと思われます。第3種農地で、地元の業者が駐車場として利用するということで、申請の要件は問題ないと思います。
議長	6名で相続して登記をしているのですか。
事務局	登記はまだ7名です。
飯塚委員	後は、法務局がどう受けるかですね。
議長	法務局は裁判の主文で登記するのでしょうか。本来は誰の持ち物であるかを登記した人に対してやるわけだから。
菅谷委員	上申書はどういうふうにとらえたらいいですか。
事務局	弁護士どうして協議しまして、その指示で上申書を出してもらったものです。手続き上、進めて問題がないこと、損害を生じさせないことを、申請者が責任を持って対応することが記載されています。
菅谷委員	過去にこういう例はあったのですか。
議長	ないです。
事務局	初めての案件だと思います。 土浦市の顧問弁護士と向こうの顧問弁護士で最高裁の判決まで微妙な解釈の違いがありました。上申書で理由を説明してもらえば良しとしようという事になりました。
議長	こっちに来たときは上申書もあるし、結果を見て許可したという事で、この件につきまして質問ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	他に質問もないようですので、議案第47号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は許可することに決します。 次に議案第48号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を上程いたします。 審議に入る前に、菅谷委員、飯島委員、井沢委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。

	(菅谷委員、飯島委員、井沢委員一時退席)
議長	それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第48号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を説明いたします。今月は75件あります。今回、土浦市に耕作地をお持ちでない方が3名利用権設定をしております。申請番号45番は、更新設定でしたが期間満了前は親が耕作しており息子さんが会社を興したので会社名で借りたいということです。申請番号56番から59番までは、会社退職後13、4年間親族等の農地を借りて4反歩ほど営農していました。農業者になりたいと井沢委員に相談していまして新規で利用権設定が上がってきています。申請番号60番は、以前は親が借りていましたが息子さんに耕作者を変更して新規で上がってきています。3名とも申出地と農機具所有状況の現場確認に行き、問題ありません。詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第48号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」は許可することに決します。 菅谷委員、飯島委員、井沢委員の入室確認をお願いします。
	(菅谷委員、飯島委員、井沢委員入室確認)
	以上で、令和3年第12回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和3年12月13日

議長

署名人

8番

10番